

名古屋市告示第17号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第58条の 8第 2項及び第 3項の規定に基づき、当該区域に係る令和 6年名古屋市告示第 425号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 7年 1月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 形質変更時要届出区域に指定する区域

名古屋市西区浮野町97番93の一部及び97番94の一部

2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域

名古屋市西区浮野町97番93の一部及び97番94の一部

3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

4 条例第58条の 8第 2項の規定に基づき解除する形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが
確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課